

○ 特定工場等において発生する振動の規制基準

	(昭和52年12月26日奈良県告示第511号)
改正	平成6年3月8日 告示第600号
	平成8年3月1日 告示第507号
	平成13年4月17日 告示第23号
	平成18年10月1日 告示第286号
	平成24年3月30日 告示第572号
	平成27年8月11日 告示第146号
	平成30年3月30日 告示第588号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、振動について規制する地域として指定された地域における特定工場等において発生する振動の規制基準を同法第4条第1項の規定により次のとおり定め、昭和53年4月1日から適用する。

1 規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から 午後7時まで)	夜間 (午後7時から 翌日午前8時まで)
第1種区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域及びその他の地域	60デシベル	55デシベル
第2種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65デシベル	60デシベル

備考

- (1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画において定められている地域をいう。
- (2) その他の地域とは、(1)に規定する地域以外の地域をいう。

2 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、1の規制基準の値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園